

介護予防・日常生活支援総合事業事業者 各位

小山市役所高齢生きがい課

介護予防・日常生活支援総合事業における
第1号事業(訪問型・通所型)の令和6年4月介護報酬改定について(通知)

日頃より、当市の介護保険事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般の介護給付サービスにおける令和6年度介護報酬改定等に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護相当サービス)、第1号通所事業(旧介護予防通所介護相当サービス)においても厚生労働大臣が定める基準(単価)が一部改正され、令和6年4月1日から施行されます。

国の基準改正にあわせて、当市における第1号訪問事業、第1号通所事業の介護報酬等についても令和6年4月1日から改定します。

また、訪問型サービス A、通所型サービス A に関してもあわせて同日付で報酬改定をします。

1. 令和6年4月1日単価改定対象サービス

サービス名	サービスコード
訪問型サービス(旧介護予防訪問介護相当サービス)	A2
訪問型サービス A(緩和型サービス)	A3
通所型サービス(旧介護予防通所介護相当サービス)	A6
通所型サービス A(緩和型サービス)	A7

2. 改定内容等

①訪問型サービス(旧介護予防訪問介護相当サービス)、通所型サービス(旧介護予防通所介護相当サービス)に関しては厚生労働省の告示基準に基づいた改正になります。小山市公式ホームページに厚生労働省発出の関連資料を掲載しておりますので内容をご確認ください。

また、小山市公式ホームページに厚生労働省ホームページの該当ページへのリンクを掲載しておりますのでそちらも併せてご確認ください。

※なお、サービスコード表及び算定マスタ CSV ファイルに関しては現在準備中です。

②訪問型サービス A、通所型サービス A に関しては小山市公式ホームページにサービスコード表を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

③この度新設された加算、減算について体制等に関する届出書および体制等状況一覧表の提出が無い事業所に関してはそれぞれ「加算なし」、「減算型」とみなしますのでご注意ください。

④訪問型サービス A、通所型サービス A に関しては今回の改正より届出が必要な加算・減算はありません。

3. 加算の届出について

今回の改正にあたり、4月からの加算算定を開始するための届け出の提出期限は4月1日とされておりますが、国からの通知等の発出が遅延した関係上、4月の報酬算定に係る届出の期限は小山市では例外的に下記の取り扱いとしております。

届出に関する書式等はホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

届出期限:令和6年4月15日(月) (当日消印有効)

4. 単位数マスタCSVの配布について

単位数マスタCSVに関しましては、後日(4月下旬～5月上旬予定)ホームページに掲載致しますのでご確認願います。

5. ホームページ掲載場所

小山市ホームページ(トップページ) > 健康・福祉・介護 > 介護 > 介護保険事業者 > 介護予防・日常生活支援総合事業(事業所向け) > お知らせ > 令和6年4月介護報酬改定について

問い合わせ先

小山市高齢生きがい課
地域支援係

TEL:0285-22-9616